

滋賀県観光事業審議会開催のお知らせ

滋賀県附属機関設置条例に基づき設置している滋賀県観光事業審議会の会議を下記のとおり開催します。

傍聴を希望される方は、下記の手続に基づき傍聴することができます。

- 日 時 令和3年12月22日（水） 10：00～11：30
- 場 所 滋賀県庁危機管理センター1階会議室3・4
（滋賀県大津市京町4-1-1）
- 議 題 1 （仮称）観光振興ビジョン（原案）について
2 その他
- 傍聴者の定員 5名
（傍聴希望者が定員を超えた場合は、先着順となります）
- 傍聴の手続き 傍聴を希望される方は、あらかじめ以下の条件を御了解のうえ、受付開始時刻（9：45）までに直接会場へお越しください。
 - ・当日に発熱や咳症状がないこと。
 - ・濃厚接触者の経過観察期間に該当しないこと。
 - ・手洗いおよび咳エチケット（マスクの着用等）を遵守すること。
 - ・入室者名簿（氏名、住所、電話番号等）を記載すること。
- 議事録の公開 会議開催後、速やかに議事録概要を県庁県民情報室に備え付け、あわせて県のホームページにも掲載することにより、公開する予定です。
- 問合せ先 滋賀県商工観光労働部観光振興局観光企画室
電話 077-528-3741
FAX 077-528-4877